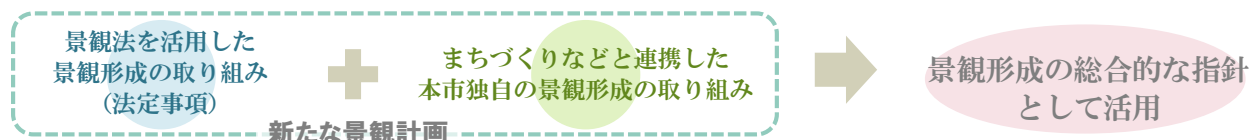


大阪市景観計画の変更及び大阪市都市景観条例の改正のポイント

Point 1 景観計画を総合的な景観施策推進の指針とします

これまで大阪市では、良好な都市景観の形成に必要な施策の推進計画として景観形成推進計画（H19.3～）を策定し、これに基づき、景観形成に関する取り組みを展開してきました。今回変更する景観計画では、景観施策の体系を抜本的に整理し、法定事項のみならず、景観形成推進計画に記載していた本市独自の景観形成の取り組みの方向性についても記載するなど、本市の景観施策の総合的な指針としました。



【改正条例第3条～第8条】総則に、本市、市民等の責務等に関する規定を新設する。

【現行条例第5条、第6条】景観形成推進計画、景観形成地域の指定及び方針については、景観法第8条に基づき定める景観計画の中で一体的に定めることとするため、これらに関する規定を廃止する。

【現行条例第15条】大規模土木構造物の建設等に係る協議及び届出については、景観法第16条第1項の届出の対象（景観計画区域内の届出制度（工作物）へ移行）とするため規定を廃止する。

規定する。

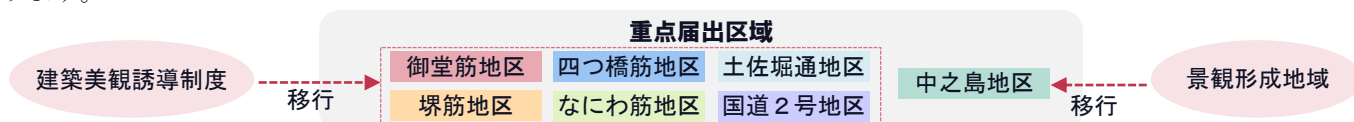
Point 2 景観計画区域(市域全域)を区分し、景観特性に応じた景観誘導を行います

これまで大阪市では、市街地の景観に与える影響が大きい大規模建築物等について、全市一律の方針・基準で景観誘導を行ってきました。今回の変更では、景観構造の特性を踏まえたより詳細な誘導を行うため、市域（下記、重点届出区域を除く。）を3つの区域に区分し、各区域の特性に応じた景観形成方針、景観形成基準を定めました。



Point 3 重点的に景観形成を図る地域(重点届出区域)を指定し、景観特性に応じた景観誘導を行います

美しく個性的な街路景観の形成の観点から、都心部の主要な幹線道路沿道の建築物の建築については、これまで建築美観誘導制度（S57.1～）に基づく協議により景観誘導を図ってきました。今回の景観計画の変更を契機に、建築美観誘導制度の対象となっていた各街路とその沿道敷地については、景観計画においてより地域固有の特性をいかした重点的な景観形成を展開する区域（重点届出区域という。）として改めて位置づけることにより、景観法に則った実効性のある景観誘導を行います。さらに、都市景観条例に基づく景観形成地域に位置づけ、景観形成方針を定めてきた中之島地区（H13.6～）についても、水都大阪のシンボルとすべく重点届出区域に指定し、重点的な景観形成を図ります。

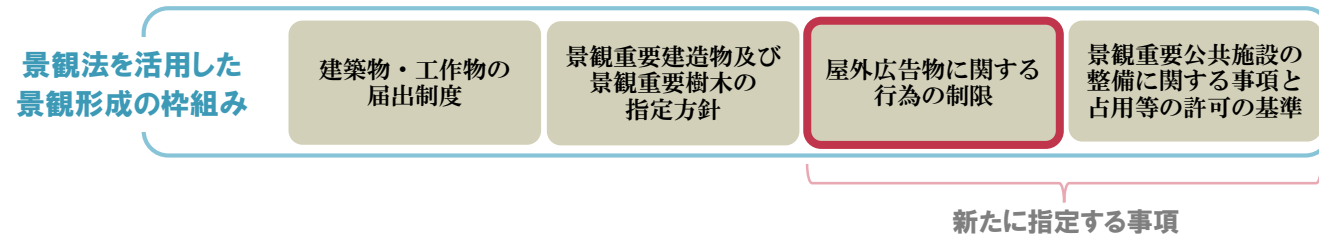


【改正条例第13条、第17条】Point 2・Point 3の届出（景観計画区域内の届出）について、これまで要綱に基づき行政指導として行っていた事前協議や完了の届出等の規定を、本市独自の制度として条例に

大阪市景観計画の変更及び大阪市都市景観条例の改正のポイント

Point4 景観法のさらなる活用を図ります

今回の変更においては、**重点届出区域において「屋外広告物に関する行為の制限」を定め、屋外広告物条例と連動させることで建築物等と一体的に景観誘導**を行い、また、主要な幹線道路や市民に親しまれる公園や河川といった公共施設については、「景観重要公共施設」として指定し、景観形成に配慮した整備や管理を行うなど、景観法をより活用した景観形成を図ります。



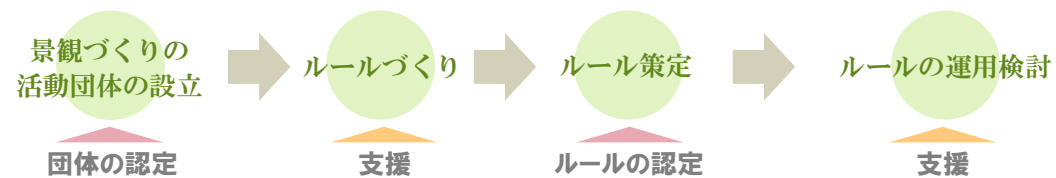
【改正条例第 20 条、第 21 条】 景観法第 17 条第 1 項の「条例で定めるもの」として特定届出対象行為を規定し、**変更命令等の処分を行う場合の手続き**を規定する。

【改正条例第 28 条～第 30 条、第 32 条】 景観重要建築物及び景観重要樹木について、指定後に必要となる**指定解除等の手続きや、管理の方法の基準**を規定する。

【改正条例第 15 条】 **景観法第 16 条第 1 項第 4 号の「条例で定める行為」として屋外広告物条例の許可の対象とならない小規模な屋外広告物やガラス面（屋内）に設置される広告物の届出行為**を規定する。

Point5 地域の自主的なルールづくりと運用に対する支援を導入します

地域との協働による景観まちづくりを推進するため、活動団体の認定や、地域の個性ある景観形成に向けた自主的なルールづくりの支援、ルールの認定（地域景観づくり協定）、ルールの運用に向けた支援を行います。



【改正条例第 36 条～第 43 条】 「市民景観協約」（現行条例第 22 条～第 24 条）については、「地域景観づくり協定」に名称を改めるとともに、現行の「市民景観協約認定制度」を充実させる。

- 「地域景観づくり協定」の策定を行う団体を「**地域景観づくり推進団体**」として認定し、当該団体に対し、**協定策定支援**を行うことを規定する。（改正条例第 36 条～第 38 条）
- 「地域景観づくり協定」の認定後に当該協定の**運用支援**を行うことを規定する（改正条例第 39 条～第 42 条） ことに加え、当該協定区域内における建築等に関する**意見の聴取**について規定する。（改正条例第 43 条）